

新潟都心のまちづくり「にいがた 2km」 ツイッター運用方針

1 目的

新潟都心のまちづくり「にいがた 2km」（以下「にいがた 2km（読み方：にいがたにきろ）」という。）に関する様々な情報を、市民の皆さまへ広く周知することを目的として開設します。

2 アカウント名と URL

- (1) 名前：【公式】にいがた 2km
- (2) ユーザー名：@niigata2km
- (3) URL：https://twitter.com/niigata2km

3 運用管理者及び運用者

にいがた 2km ツイッター（以下「本ツイッター」という。）のアカウント（以下「本アカウント」という。）の運用管理者は都市政策部（以下「当部」という。）、運用者は本アカウントにより発信する情報を所管する課（以下「所管課」という。）の職員とします。なお、情報の発信は所管課の責任において行います。

4 投稿内容

所管課は、にいがた 2km のエリア内における施策等に関する情報であって以下に掲げる内容を投稿します。

- (1) 開発及び再開発行為に関する情報
- (2) イベントの内、エリアの魅力を高めるものに関する情報
- (3) その他、所管課が有する情報であって必要と認めるもの

5 投稿を行う時間

本ツイッターの発信は、原則、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとします。ただし、所管課が必要と認める場合はこの限りではありません。

6 閲覧者の利用方法

本ツイッターは、誰でも自由に閲覧、リプライ、リツイートなどができます。

7 禁止事項

以下のような内容の投稿等は禁止します。投稿等が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく投稿等の一部又は全部を削除することがあります。

- (1) 特定の個人や企業、国、及び地域を誹謗中傷する内容

- (2) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させる内容
- (3) 本市を含む他者へのなりすまし、虚偽や事実と異なる内容
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (5) 政治、宗教活動を目的とした内容
- (6) 本市又は第三者の知的財産権を侵害する、又は侵害する恐れのある内容
- (7) 法律、法令等に違反している内容、又は違反する恐れのある内容
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (9) 本人の許諾なく個人を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害する内容
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (12) ツイッターの利用規約に反する内容
- (13) その他、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

8 閲覧者の投稿等への対応

本ツイッターは専ら情報発信に用いることとしています。このため、リプライやリツイート、フォローは原則行いません。ただし、本市及び関係する自治体が運用する公式アカウント等は除きます。

なお、本市の施策や事業等に関するご意見、ご質問については、市ホームページ、新潟市役所コールセンター、市長への手紙等をご利用ください。

9 知的財産権

本ツイッターに掲載している個々の情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は、本市又は原作者に帰属します。また、本ツイッターの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製や転用をすることはできません。ただし、ツイッター上で「リツイート」機能により掲載していただくことは差し支えありません。

10 免責事項

- (1) 当部は、本ツイッターに掲載された情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) 当部は、閲覧者が本ツイッターに掲載された情報を利用又は信用したことにより、閲覧者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 当部は、閲覧者間もしくは閲覧者と第三者間のトラブルにより、閲覧者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 当部は、閲覧者による投稿等について、一切の責任を負いません。
- (5) 上記の他、当部は本ツイッターに関連する事項に生じたいかなる損害に

ついて、一切の責任を負いません。

(6) 当部は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、又は運用を中止する場合があります。

11 個人情報の取り扱いについて

本ツイッターでの個人情報の収集・利用・提供・管理は、新潟市個人情報保護条例に従って適切に取り扱うものとします。

12 運用マニュアル

本ツイッターの運用マニュアルについては、別に定めます。

13 適用

この運用方針は、令和2年11月5日から適用します。

この運用方針は、令和3年4月1日から適用します。

この運用方針は、令和4年4月1日から適用します。